

令和6年能登半島地震による被災に伴う 肝炎ウイルスの治療薬や受診に関して

○（前提として）**お薬の服用は中止しないようお願い致します。**

○お手元にお薬がない場合は、原則、医師の処方箋が必要ですが、お近くの医療機関が被災等により受診できないときは、**処方箋の提出ができなくても、薬局でお薬を購入できる場合があります。**
（受付可能かどうかは、お近くの薬局までお問い合わせください）

※服用できない期間があった場合は、その期間の分は服用しないでください。決して一度に複数回分をまとめて服用しないでください。

※特にB型肝炎に対する抗ウイルス薬（核酸アナログ製剤）を服用中の患者さんは、**お薬を中止すると、肝炎が悪化して重症化する危険性があります**（一般には、1～2週間程度の中止では、服用を再開すれば肝炎が悪化することはないと言われています）。

※C型肝炎に対する抗ウイルス薬を服用中の患者さんも、お薬を中止すると、治療効果が低下する可能性があります。できる限り、中止しないようにしてください。

○肝炎治療**受給者証**や、肝がん・重度肝硬変治療の**参加者証**の**提出ができない場合でも受診できます**（助成を受けられます）。

○受給者証に記載のない医療機関・薬局でも受診できます（助成を受けられます）。

※医療機関において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であることを申し出ただき、氏名・生年月日等を確認します。被保険者証等を提出できない場合も同様に受診できます。

【お問合せ先】

石川県健康福祉部健康推進課 TEL：076-225-1438

石川県肝疾患診療連携拠点病院（金沢大学附属病院）肝疾患相談センター TEL:076-265-2244